

土浦市公告第226号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月6日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象業務	
委託番号	04道建橋委第2号
委託件名	新川6号橋（立田橋）上部詳細設計委託
委託場所	土浦市真鍋二丁目地内外
委託概要	上部詳細設計 N=1橋
委託期間	160日間
予定価格	6,750,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
最低制限価格	ア 「くじ」により開札時に決定 イ 本業務委託の最低制限基本価格は「（1）測量業務、（3）土木関係建設コンサルタント業務及び（4）地質調査業務」として算出する。 （土浦市ホームページ内「最低制限価格算定方法の変更について」参照）

2 競争参加資格	
この業務の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
（1）入札参加資格	ア 令和3・4年度の土浦市における測量、土木関係建設コンサルタント及び地質調査に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 測量法に規定する測量士が所属し、測量業者の登録を有すること。 ウ 平成24年4月1日以降に国または地方公共団体等の公共機関が発注した、木製橋梁の設計業務の受注実績を有すること。ただし、業務が完了しているものに限る。
（2）営業所の所在地	茨城県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有すること。法人以外の場合は、代表者が茨城県内に住民登録を有すること。
（3）同時落札制限	該当なし
（4）技術者の配置	管理技術者及び照査技術者として、技術士（総合技術監理部門「建設—鋼構造及びコンクリート」または建設部門「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する者、又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の登録を有する者を配置できること。ただし、直接的な雇用関係にある者とする。
（5）共通事項	入札公告共通編による（1参照）。

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間	公告日から令和4年9月13日（火）午後5時まで
閲覧方法	入札公告共通編による（2（2）～（3）参照）。

4 質疑及び回答	
（1）質疑受付期間	公告日から令和4年9月13日（火）午後5時まで
（2）回答方法	令和4年9月15日（木）に土浦市ホームページに掲載する。
（3）共通事項	入札公告共通編による（3参照）。

5 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認申請 受付期間	ア 受付開始 令和4年9月7日(水) 午前9時 イ 受付締切 令和4年9月15日(木) 午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(3) 入札書の受付期間	ア 受付開始 令和4年9月16日(金) 午前9時 イ 受付終了 令和4年9月27日(火) 午後5時 ※ 土日祝日を除く。
(4) 共通事項	入札公告共通編による(5参照)。

6 入札(開札)	
入札(開札)日時	令和4年9月29日(木) 10:50
入札(開札)場所	土浦市役所 農業委員会室

7 落札候補者の決定	
入札公告共通編による(9参照)。	

8 落札者の決定	
(1) 競争参加資格を証明する書類の提出	ア 提出書類 ①測量法第55条の5に規定する測量業者の登録を証明する書類の写し ②測量法第49条に規定する測量士の登録を証明する書類の写し ③測量士を雇用していることを証明する書類(社会保険証の写し等) ④管理技術者(及び照査技術者)配置予定届 ⑤管理技術者が、技術士(総合技術監理部門「建設—鋼構造及びコンクリート」または建設部門「鋼構造及びコンクリート」)の資格を有する者、又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)の登録を有する者であることを証明する書類(資格者証の写し等) ⑥管理技術者を雇用していることを証明する書類(社会保険証の写し等) ⑦条件に該当する契約書の写し イ 提出方法等 入札公告共通編による(10参照)。
(2) 落札者の決定方法	入札公告共通編による(11参照)。

9 入札保証金及び契約保証金	
入札保証金	免除する。
契約保証金	要する(契約金額の1/10以上の額とする。)。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 支払条件	
(1) 前金払	当該契約金額の30%以内(請求にあたっては保証事業会社の保証を要する。)
(2) 部分払	なし

11 その他	
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。入札公告共通編については、下記のアドレスに公告する。 URL http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page008517.html	
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。	
以上	